

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

新宮市長 あて

申告者	住所										
	氏名(名称)										
	個人番号 (法人番号)										
	電話番号										

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する家屋に該当するため、市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

所有者氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	住所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	
居住者	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 要介護又は要支援認定を受けている <input type="checkbox"/> 障害者			
	介護保険等の住宅改修費(補助金)等		<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	住所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ
家屋所在地	新宮市			
家屋番号		種類(用途)		
構造		総床面積	m ²	
建築年月日	年 月 日	住宅床面積 (貸家部分除く)	m ²	
登記年月日	年 月 日	改修完了年月日	年 月 日	
改修費用	総額	円	自己負担金	円
			補助金等	円
備考				

(注1) 申告書には必要書類等を添付してください。(必要書類については裏面をご参照ください。)

(注2) □には、該当する項目すべてにチェックを入れてください。

(注3) 申告書を提出する日が、バリアフリー改修工事完了年月日から三月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

(注4) 居住者の方は上記所在にある家屋に、住民登録されていることが必要です。

(注5) 減額の適用を受けようとする家屋が、賃貸住宅である場合は減額を適用することができません。

申告書に添付する必要書類

- 1 納税義務者の方の住民票の写し(市外居住者の場合に限りません。また、個人番号が記載されているものを添付してください。)
- 2 次のうちどちらか一つ
 - ア 要介護認定又は要支援認定を受けておられる方 被保険者証の写し
 - イ 障害者の方 障害手帳の写し
- 3 次のうちどちらか一つ
 - ア 改修工事の内容及び費用の額が50万円を超える(平成25年3月31日までに請負契約をしたものについては30万円以上である)ことが確認できる書類(工事請負契約書等)、改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費を支払ったことを確認できる領収書
 - イ 建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する改修工事が行われたことを証する書類
- 4 補助金や介護保険からの給付を受けた場合は、そのことを確認できる書類
 - ア 居宅介護住宅改修費給付決定通知書
 - イ 介護予防住宅改修費給付決定通知書
 - ウ 高齢者住宅改修費給付支給決定通知書

対象となるバリアフリー工事について

- 1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡幅する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限りません。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - イ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ウ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - エ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - イ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ウ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含まず。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - イ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ウ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事